

日司連発第2003号
平成30年（2018年）2月22日

裁判手続等のIT化検討会
座長 山本和彦 殿

日本司法書士会連合会
会長 今川嘉典

裁判手続等のIT化検討についての意見

意見の趣旨

- 1 国民に利用しやすく、わかりやすい民事訴訟手続という、現行の民事訴訟法の基本に合った理念を実現していく趣旨から、すべての裁判手続について、IT化を進めることに賛成する。
- 2 地方裁判所や簡易裁判所における本人訴訟率の水準に鑑み、本人訴訟をサポートするシステムを早急に検討し、構築することを求める。
- 3 訴訟代理人のみならず、本人訴訟の当事者、本人訴訟支援を行う司法書士にも、アクセス権限を与える制度設計とすることを求める。

意見の理由

1 はじめに～

平成29年6月9日、政府は「未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—」という文書を閣議決定した。

その具体的施策の中においては、

「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ面を含む総合的な観点から、関係機関等の協力を得て利用者目線で裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る。」

とされている。

これを受けて政府は、平成29年10月30日、裁判手続等のIT化検討会（以下「検討会」という。）を内閣官房に設置した。検討会は、IT研究者、企業関係者、大学教授、弁護士らで構成されており、司法書士は含まれていない。

検討会では、インターネットでの裁判所への書面提出、訴訟記録の電子化、テレビ会議システムを使用した審理の拡充などについて幅広く議論し、今年度内に提言をとりまとめる見込みとされている。

具体的には、（1）裁判所に専用のウェブサイトを設け、訴状、答弁書、証拠資料などの電子データをインターネットで24時間いつでも提出できる仕組み（2）オンラインでの手数料の支払い（3）テレビ会議システムを利用して双方の当事者や代理人が出廷せずに審理する法廷の在り方などが検討課題とされ議論されている。

そこで、当連合会としては、裁判所提出書類作成業務を中心とした本人訴訟支援者の立場と、簡易裁判所における訴訟代理人の立場から、意見を述べることにしたい。なお、検討会における議論の詳細は今後徐々に明らかになっていくものと考えられるので、その議論の状況に応じて、今後も適宜意見を述べることにしたい。

2 訴訟当事者の裁判へのアクセス向上こそがIT化推進の最大のメリットとなるべき

当連合会としても、検討会にて指摘されている「裁判記録のペーパーレス化・データベース化」「多数当事者を想定する事件における省力化」「遠隔地の当事者間の裁判におけるコスト軽減」「裁判官や裁判所職員、法律家やその事務員の働き方改革にもつながる」「利用者の利便性の向上と民事訴訟の効率的な進行」「真に望ましい迅速かつ効率的な民事訴訟を実現すること」などといったメリットにはすべて基本的に賛成するものである。

その上で、「利用者目線での推進」「国民に利用しやすく、わかりやすい民事訴訟手続という、現行の民事訴訟法の基本に合った理念の実現」とい

う趣旨こそが、すべてのメリットに最優先されるべき重要な視点という立場から、以下のとおり意見を述べる。

3 本人訴訟の意義

(1) 民事裁判の現状

司法統計第13表及び第23表では、代理人選任率が公表されている。

平成16年から同28年までの、簡易裁判所における訴訟は、平均70.86%が双方当事者本人訴訟となっている。地方裁判所においても、平均20.20%が双方当事者本人訴訟であり、どちらか一方に代理人が選任されていない訴訟は、平均63.42%である。

司法制度改革により、弁護士が大増員された現在においても、この傾向に大きな変化は見られない^(注1)。

(2) 現状からみた「あるべき裁判制度」を検討する必要性

司法制度改革後の司法統計からも明らかなおり、簡易裁判所では7割強、地方裁判所においても2割強が、双方当事者本人訴訟として遂行されている。また、地方裁判所における訴訟のうち、一方に代理人が選任されていない訴訟は、6割を超える。この傾向を正面から受け止めた上で、IT化を含めた、あるべき裁判制度を検討する必要がある。

この点について、「訴訟制度の根幹的問題が本人訴訟に現れている」「本人訴訟は、まさに訴訟全般の根幹的問題を考えるための扉なのである」「法や訴訟制度は法専門家のものでなく、一般の人々の問題処理の手段でなければならない」との指摘がある^(注2)。

以上より、弁護士及び認定司法書士といった訴訟代理人や、裁判所の利便性といった観点のみから制度設計を検討するのではなく、裁判所の利用主体である、国民の目線や本人訴訟の在り方、そして、国民のデジ

(注1) 馬場健一「司法制度改革が訴訟代理にもたらしたものー司法統計からの考察ー」9頁(2017年度日本法社会学会学術大会個別報告分科会(3))では、「本人訴訟の規定要因は、弁護士の多寡ではない」としている。

(注2) 和田仁孝「なぜ本人訴訟か 本人訴訟の意義と問題点」(法学セミナー492号53頁)

タルデバイドの問題を中心として、IT化を含めた裁判制度の再構築を検討する必要がある。

(3) 当事者の利益と代理人の利益から見た「本人訴訟の意義」

当事者と代理人の利益は、一見すると一致しているかのように思われる。しかし、当事者が考える利益（解決）と、代理人が考える利益（解決）は、必ずしも一致しているとはいえない。

弁護士や認定司法書士は、代理人として、誠実に、依頼者にとって有利な解決を得るべく活動している。しかし、代理人が考える「依頼人の利益」と、本人自身が訴訟に求めているものとの間には、齟齬が生じがちである。本人は、「法的解決結果」のみならず、問題処理のプロセスに、いかに「当事者」として関与できたかといった「手続的側面」や、法的解決を超えたより広い社会的・関係的問題への関心を有しているためである^(注3)。

法専門家にとって「核心に触れない」と意味づけられた問題こそ、当事者にしてみれば「核心」そのものであることもある^(注4)。

本人訴訟の意義については、「手続的満足」すなわち、紛争の当事者本人が訴訟過程に主体的に関わることから得られる満足が挙げられる。自身の紛争を、主体的に遂行することにより、自らの問題を管理し処理したという主体的・過程的満足を得ることができ、その結果、訴訟での法的解決と紛争の社会的側面に適切な結びつきを確保できると評されている^(注5)。

そのため、裁判手続を、本人訴訟という形で主体的に利用したいという国民の意向は、たとえ法曹人口が拡大したとしても、継続するものと

^(注3) 前掲注2・和田 51 頁

^(注4) 菅原好秀「ナラティブと医療過誤訴訟に関する研究—原告側が弁護士を解任し、本人訴訟で勝訴した意義について—」（東北福祉大学研究紀要 35 巻 320 頁）。同論考では「原告側が、弁護士を解任して、本人訴訟で勝訴した「医療過誤訴訟」がある。この裁判では、提出書類の内容や和解の是非をめぐって、訴訟上の法的戦略の観点から主張や解決案を構成しようとする弁護士と、「被害者の親」としての固有の立場から問題を定義していこうとする当事者との間に齟齬が生じ、弁護士解任にまで至るという経過が見られた。」と述べられている（315 頁）。

^(注5) 前掲注2・和田 52 頁参照

思われる。

また、代理人を選任した場合であっても、自分自身も裁判に関与したいという意向を有する国民が、今後増加することも見込まれる^(注6)。

このような観点からも、裁判手続の利用者である国民が利用しやすいIT化を前提とした制度設計を検討しなければならない。

4 本人訴訟をサポートするシステムの構築の必要性

(1) 裁判を受ける権利の保障

我が国の民事訴訟制度においては、弁護士強制主義を採用していない。従って、国民は、当然にその自由意思に基づいて、本人訴訟を選択することが可能である。

一方、現行の民事訴訟手続においては、「処分権主義」「弁論主義」が採用されており、当事者に立証責任が課される。その前提として、訴訟当事者の『武器対等の原則』が要求されている。

民事訴訟手続において、「処分権主義」「弁論主義」が採用されている根拠は、民事訴訟の対象となる私人間の権利関係について『私的自治の原則』が認められるため、この原則を民事訴訟手続にも反映したものであるというのが通説である。すなわち、私法上の法律関係については、個人が自由意思に基づき自律的に形成することができるというのが『私的自治の原則』である。そして、この原則が担保されるには、国籍・階級・職業・性別などにかかわらず、すべての人は等しく権利義務の帰属主体となる資格（権利能力）を有するという権利能力平等が大前提となる。

一方、国民の権利意識は年々向上しているとはいえ、一般に国民が民事訴訟手続に精通しているとは、まだまだ言えない状況である。

従って、現状では、本人訴訟をサポートする制度が整備される必要があり、それが、国民の「裁判を受ける権利の保障」につながるものと考えられる。

(注6) 和田安弘「訴訟に関する一般人の意識と行動：「訴訟行動調査」との比較のための調査分析」83頁（大阪府立大学紀要3（2007））では、「若い世代の方に自ら関与を希望する人が多く、高年齢世代ではその逆の傾向が明瞭に表れている。」と分析されている。IT時代の若者が、裁判手続を利用する際の、一つの指針と見ることもできよう。

(2) 被告の立場の検討

司法統計によると、平成16年から同28年までの被告本人訴訟率は、簡易裁判所で平均92.25%、地方裁判所で平均59.45%となっている。極めて多くの被告が、本人訴訟を行っていることが明らかである。

圧倒的多数の被告が本人訴訟を遂行している現状を鑑みると、裁判手続等のIT化を検討する際、最重要視すべきなのは、被告の裁判を受ける権利の確保であると言える。

被告の多くが本人訴訟である現状について、「争いようのない事件」であるため、法律専門職に依頼することなく、自らが訴訟を迫行しての指摘もあろうが、今後の世相を考えると、問題のある訴訟、不当訴訟が目につくようになるのではないかとの意見もある^(注7)。裁判手続等がIT化された場合に、被告の裁判を受ける権利（自ら訴訟を迫行する権利を含む）が、事実上奪われることにならないよう、被告の目線からの制度設計や基盤整備を慎重に検討しなければならない。

5 本人訴訟支援を行う司法書士にも、アクセス権限を与える制度設計の必要性

(1) 司法書士の本人訴訟支援

司法書士制度の始まりは、明治5年の司法職務定制が定めた代書人であると言われている。代書人の職分は「人民ノ訴状ヲ調成シテ其詞訟ノ遺漏無カラシム」ことであり、裁判書類作成関係業務は制度発足当初から司法書士の業務であった。すなわち、司法書士の行う本人訴訟支援は、140年以上の歴史を有している。

本人訴訟と司法書士の関係について、学者や裁判官、弁護士の論考等では、「本人訴訟において司法書士の果たす役割がきわめて重要である

^(注7) 赤松茂・鈴木修司・山田茂樹「司法書士による被告事件の実務－訴訟活動の事例と指針－」27頁（民事法研究会）＜座談会＞「司法書士の被告事件関与をめぐる現状と課題」[加藤新太郎判事発言]

ことは疑う余地がない。」「司法書士の活動が本人訴訟に占める割合の余りの大きさに、なかば茫然としてしまったと言っても過言ではない。」「本人訴訟の当事者を直接助ける主役が司法書士であることは疑問の余地がない。」^(注8)、「本人訴訟の場合には、訴状、答弁書、準備書面は勿論のこと、証拠申出書および諸種の写しに至るまで、その殆ど全部が司法書士の作成にかかるものである。」^(注9)、「本人訴訟事件のかなりの部分（7～8割）に、何らかの形で司法書士が関与しているとも言われている。」^(注10)、「弁護士につかない本人訴訟の多くは文書作成を司法書士に委ねている。」^(注11)、「訴状を見ると、司法書士等の専門家に起案してもらったのではないかと考えられるものがかかなり多い。」^(注12)、「不自由な中でも、司法書士が司法制度において現実に果たしてきた役割の社会的意義は大きく、その制約の中で司法書士が作り上げてきた裁判関係業務スタイルの積極的側面に焦点をあてようとする主張が広く影響力を持つようになる。司法書士の裁判関係業務の特徴を本人支援型の関与であるとする議論である。」^(注13)等と述べられている。

また、司法書士への簡裁訴訟代理権付与に関する議論がなされた際
の第154回国会（衆議院法務委員会）では、「本人訴訟を背後でカバー
されているのが司法書士の皆さん」^(注14)、「司法書士については、既に、
現在しております裁判所に提出する書類の作成等を通じて、実質的に
国民に一番身近な法律家として活躍し、簡裁事件の相当数について国民
のお役に立っておる」^(注15)といった認識を前提とした議論がなされている。

これらから、本人訴訟の多い我が国において、国民の司法アクセスを

^(注8) 日本弁護士連合会調査室「本人訴訟を追って 弁護士なしで訴訟をしている人たち」55頁、56頁、58頁

^(注9) 古川純一「本人訴訟の問題点」（判例タイムズ201号136頁）

^(注10) 和田仁孝「司法改革と司法書士」（法学セミナー459号53頁）

^(注11) 池田辰夫「本人訴訟と民事訴訟法改正」（法学セミナー492号76頁）

^(注12) 瀬木比呂志「本人訴訟と特別訴訟手続」（判例タイムズ1202号82頁）

^(注13) 仁木恒夫「司法書士の活動による総合法律支援の活性化」（総合法律支援論叢（3）123頁）

^(注14) 第154回国会法務委員会第7号・児玉参考人（日本弁護士連合会弁護士制度改革推進本部副本部長）発言

^(注15) 前掲注14・房村政府参考人発言

容易にし、かつ、依頼人と代理人の利益が必ずしも一致しないことを歴史的に経験してきている司法書士の活用を視野に入れることで、国民の裁判を受ける権利の保護につながり、かつ、司法に対する信頼を維持する効用が期待できる^(注16)。

(2) 本人訴訟の支援者のアクセス権限

我が国の本人訴訟の多さについては前述のとおりである。そして、本人訴訟支援の担い手は、主として司法書士である。

本人訴訟の支援者として、司法書士がこの先、今まで以上に多くの関与をしていくと考えられる。そして、本人が円滑かつ適切に訴訟進行するためには、支援者の存在が不可欠となる。

このような観点から、本人が望む場合は、所定の手続を経た上で、支援者たる司法書士にもアクセス権限を付与することができるような制度設計をしていくべきである。

そして、本人は、必要な範囲で支援を求めることができ、支援者は、法律上の問題点等を随時的確に把握することができるといった制度とすることが、本人訴訟の極めて多い我が国では望ましいと考えられる。

^(注16) 本人が必要だと考える援助を（必要ではないとして）否定することの不快さ（invidious）に加えて、経験的証拠として、当事者が裁判において公平に扱われたと感じ、自分のケースをはっきりさせることができたと感じられることが、民事裁判についての人々の満足、ひいては、国民の「法の支配」に対する尊厳につながるという指摘がある（Moorhead, R., 'Access or Aggravation? Litigants in Person, McKenzie Friends and Lay Representation' 22 Civil Justice Quarterly (2003) 参照）